

# I 調査の概要

## I 調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## II 調査の範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

### 1 社会教育行政調査

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）

### 2 公民館調査

- (1) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館
- (2) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの

### 3 図書館調査

- (1) 図書館法第2条に規定する図書館
- (2) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの

### 4 博物館調査

- (1) 博物館法第2条に規定する博物館
- (2) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (3) 博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設

### 5 青少年教育施設調査

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設

### 6 女性教育施設調査

女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設

### 7 体育施設調査

一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設

### 8 劇場、音楽堂等調査

地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの

### 9 生涯学習センター調査

地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設

## III 調査事項

### 1 社会教育行政調査

- (1) 教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項
- (2) 社会教育委員等に関する事項
- (3) 社会教育関連事業の実施状況

### 2 公民館調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項

- (6) 事業実施に関する状況
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 公民館運営審議会等の設置状況
- (10) 運営状況に関する評価の実施状況
- (11) 耐震診断の実施状況

### 3 図書館調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 本館又は分館の別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 図書館協議会等の設置状況
- (10) 運営状況に関する評価の実施状況

### 4 博物館調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 博物館の種別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 博物館協議会等の設置状況
- (10) 運営状況に関する評価の実施状況

### 5 青少年教育施設調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 運営状況に関する評価の実施状況

### 6 女性教育施設調査

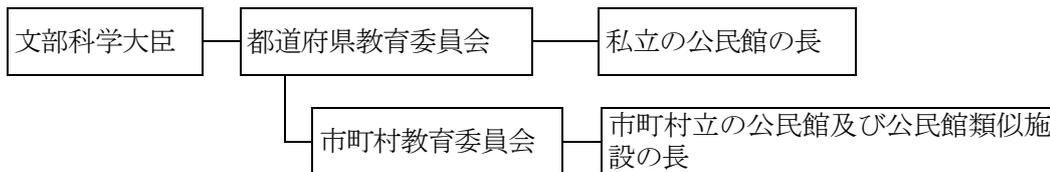
- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者に関する事項
- (3) 職員に関する事項
- (4) 施設・設備に関する事項
- (5) 事業実施に関する事項
- (6) 施設の利用状況
- (7) ボランティア活動に関する事項
- (8) 運営状況に関する評価の実施状況

### 7 体育施設調査

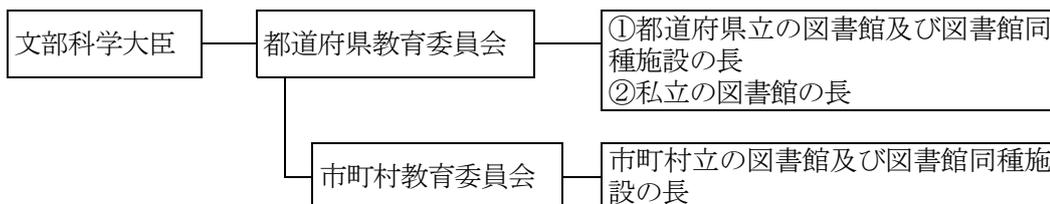
- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者に関する事項
- (3) 施設の種別
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 運営状況に関する評価の実施状況



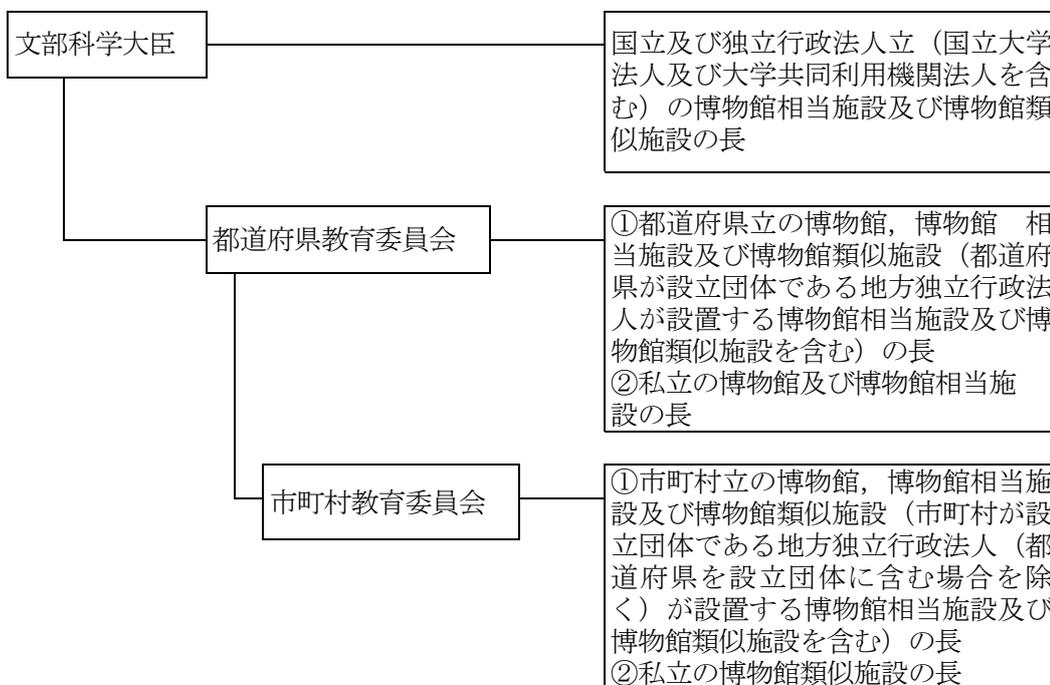
(2) 公民館調査票



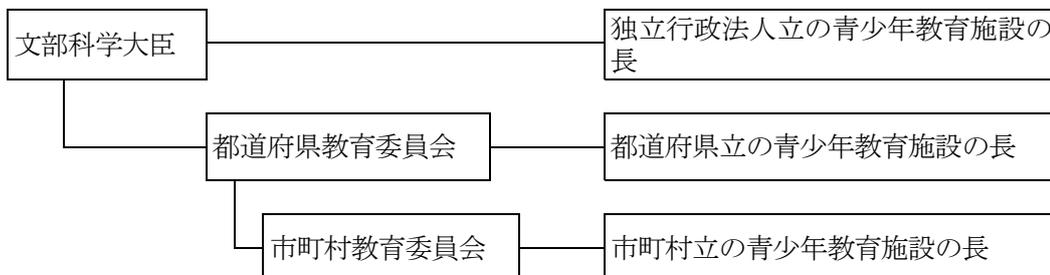
(3) 図書館調査票



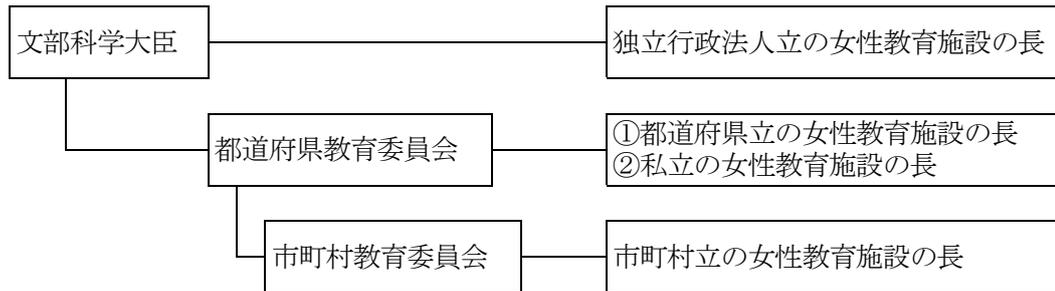
(4) 博物館調査票



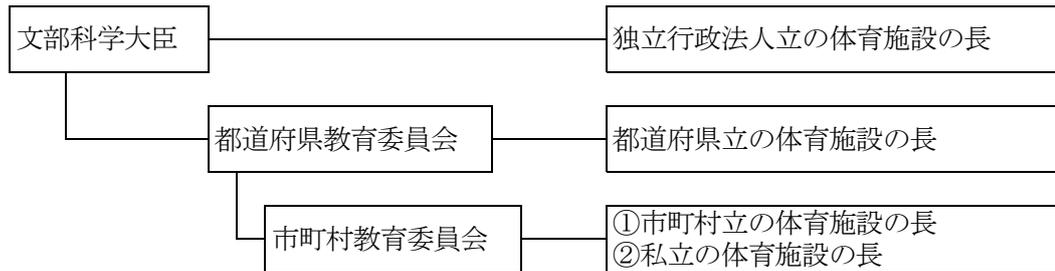
(5) 青少年教育施設調査票



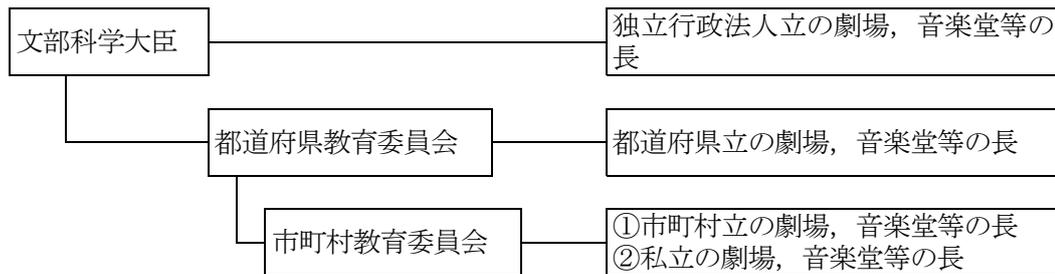
(6) 女性教育施設調査票



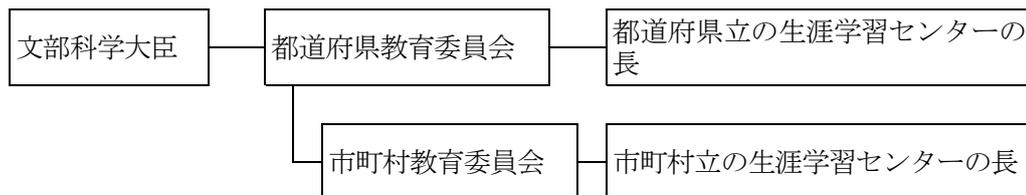
(7) 体育施設調査票



(8) 劇場、音楽堂等調査票



(9) 生涯学習センター調査



4 調査票の配布・提出及び提出期日等

- (1) 調査票の配布・提出は、次のとおりとする。
  - ア 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、報告義務者に調査票を配布する。
  - イ 報告義務者は、調査票の配布及び収集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- (2) 報告義務者が調査票を提出する期日は次のとおりとする。
  - ア 文部科学大臣に直接調査票を提出する者 …………… 平成30年12月10日
  - イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者  
…………… 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日
- (3) 市町村教育委員会は、報告義務者から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を都道府県教育委員会が定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。
- (4) 都道府県教育委員会は、報告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を、平成30年12月10日までに文部科学大臣に提出する。

5 オンライン調査システムによる報告

- (1) 調査票の提出は、政府統計共同利用システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を使用して行うことができる。
- (2) オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、施設名、電話番号等その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- (3) オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。
- (4) オンライン調査システムによる電子調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

◎ 本年度調査の変更点

1 社会教育行政調査票

- ・社会教育行政調査（3－2）調査事項「8（6）社会教育学級・講座」の学習内容別区分コード表を変更。
- ・社会教育行政調査（3－3）調査事項「3（6）学級・講座」の学習内容別区分コード表を変更。

2 公民館調査票

- ・設置者の法人番号の記入欄を追加。
- ・調査事項「15（6）学級・講座」の学習内容別区分コード表を変更。

3 図書館調査票

- ・設置者の法人番号の記入欄を追加。

4 博物館調査票

- ・設置者の法人番号の記入欄を追加。

5 青少年教育施設調査票

- ・設置者の法人番号の記入欄を追加。

6 女性教育施設調査票

- ・設置者の法人番号の記入欄を追加。

7 体育施設調査票

- ・設置者の法人番号の記入欄を追加。

8 劇場、音楽堂等調査票

- ・設置者の法人番号の記入欄を追加。

9 生涯学習センター調査票

- ・調査事項「13（9）学級・講座」の学習内容別区分コード表を変更。